

---

プロジェクト 収益認識に関する会計基準の開発  
項目 第 93 回収益認識専門委員会で聞かれた意見

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、第 93 回収益認識専門委員会（2018 年 3 月 19 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

### 代替的な取扱いに関する検討

#### （電気事業及びガス事業における検針日基準、ライセンスの付与（売上高又は使用量に基づくロイヤルティ））

2. 検針日基準とロイヤルティの論点は、実績の把握という観点で異なる側面もあるが、決算スケジュールの制約を受けるものであることは理解できる。また、事務局の提案には賛成するが、検針日基準について代替的な取扱いを定めなかったことの記載については、電気事業及びガス事業に関するものであることを明示する方がよいのではないかと。
3. 審議において合意が形成されなかった項目について、今後の対応を記載することはやむを得ないものと考えられるが、これまでに議論していない項目についても、別途の対応を図る可能性があることを示すのは、新基準の適用に向けて関係者が取り組む中で、新基準が安定的なものではないと捉えられる可能性があることが懸念される。また、別途の対応を図ることの要否を判断する場合について、「実務上著しく困難な状況『等』」という幅のある表現では、幅広い要望が寄せられることになる可能性があるのではないかと。
4. 検針日基準については合意が形成されていないため、今後検討する機会を設けることはやむを得ないと考えるが、公平性を考慮しつつハードルの高さを示すため、公開の審議において実務上の困難さを説明することが必要であること等を明示することが考えられる。
5. 別途の対応を図ることの要否を判断するとの記載については、代替的な取扱いの追加に対する過度な期待を関係者が抱くことのないような表現としたうえで、ASBJ から周知することが必要であると考えられる。
6. 会計基準の結論の背景における別途の対応を図ることの要否を判断するとの記載について、適用指針における結論の背景の記載と整合するよう見直すことが考え

られる。また、当該記載については、公表にあたっての冒頭に記載するほど強調する必要はないと考えられる。

7. 別途の対応を図ることの要否の判断については、従来の会計基準等にはなかった対応であり、関係者に対して具体的な手順を新基準の公表後に示す必要があると考えられる。

#### **(有償支給取引)**

8. 企業が支給品を買い戻す義務を負っていない場合と実際に買い戻しが生じることとの関係がわかりづらいのではないか。
9. 企業が支給品を買い戻す義務を負っておらず支給品の消滅を認識する場合、収益を認識することが適切なケースもあることがわかるように、文案を見直すことがよいのではないか。
10. 在庫管理の実務上の困難性は連単で異なるものでなく、個別財務諸表にのみ代替的な取扱いを定めることは連単一致の観点とは異なるのではないか。

#### **「公表にあたって」の文案の検討**

11. 新基準の公表後に別途の対応を図ることの要否を判断する可能性があるのであれば、代替的な取扱いを設けなかった項目についても記載することが考えられるのではないか。
12. 強制適用時の注記事項については、企業の準備期間が必要であるため、その検討を開始する時期を明確にすることがよいのではないか。
13. 強制適用時に契約資産と債権の区分表示を求める場合には、早い時期に方向性を示さないと実務における対応が難しくなる可能性があるのではないか。
14. 開発にあたっての基本的な方針の記載について、意見募集文書に寄せられた意見のみならず、公開草案に寄せられた意見も踏まえて審議を行ったため、冒頭の「意見募集文書に寄せられた意見を踏まえ」との記載を削除することがよいのではないか。
15. 早期適用時の経過措置として、契約資産と債権を区分表示しないことができるとの記載について、会計基準と同様に、残高を注記しないことができる旨も追記することが考えられる。

**「収益認識に関する会計基準の適用指針」の設例の文案の検討**

16. [設例 29] 他社ポイントの付与について、ポイントの付与率が低いことによって、重要な権利を提供していないと判断されるわけではないことが理解できる記載とすることがよいのではないか。
17. 前項の意見に関連して、適用指針第 48 項における設例への参照の記載場所を見直すことがよいのではないか。

**その他**

18. 今後、我が国の周辺制度との関係も踏まえたうえで、開発にあたっての基本的な方針における当初の目的が達成されているかということについて、確認していく必要があるのではないか。また、適時開示や企業の負担等を勘案して、我が国の開示制度全体についても検討する必要もあるのではないか。

以 上